

## 流山市スズメバチ駆除費助成金交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチが営巣した巣（現にスズメバチが出入りしているものに限る。以下同じ。）を駆除した者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を助成することにより、早期の駆除を促進し、もって市民生活の安全の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

2 この規則において「建物」とは、建築物（当該建築物がアパート又はマンションである場合にあっては、当該建築物のうち、自らが居住する住戸（ベランダ及びバルコニーを含む。）をいい、店舗、事務所、工場その他事業の用に供する建築物を除く。）又は工作物をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、駆除業者に委託して市内の建物又は土地（立木その他の土地に付着する物を含み、アパート及びマンションの所在する土地並びに店舗、事務所、工場その他事業の用に供する土地を除く。以下同じ。）に営巣されたスズメバチの巣を駆除した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) スズメバチに営巣された市内の建物若しくは土地を所有、管理又は賃借する個人

(2) スズメバチの巣を駆除した日及び申請日において市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者

(3) 市税を滞納していない者

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、スズメバチの巣の駆除費用（駆除したスズメバチの巣の数にかかわらず、1回の駆除に要した費用をいい、建物等の破壊及びその復旧に要した費用を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、15,000円を限度とする。

2 助成金の交付は、同一の建物又は土地につき、同一年度内に1回限りとする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、流山市スズメバチ駆除費助成申請書兼請求書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) スズメバチの巣の駆除に要した費用の領収書等の写し

(2) 駆除の実施前のスズメバチの巣の写真

(3) 駆除の実施後のスズメバチの巣の写真

(4) 駆除を実施した箇所の写真

(5) 申請者が建物又は土地の所有者である場合は、登記簿謄本の写し(建物又は土地の所有者であることについて市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。)

(6) 申請者が建物又は土地の管理者である場合は、当該建物又は土地を管理していることが分かる書類

(7) 申請者が建物又は土地の賃借人である場合は、当該建物又は土地の賃貸借契約書の写し

(8) 市税に滞納がないことを確認できる書類(市税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、スズメバチの巣の駆除を実施した日の属する年度の末日(当該末日が流山市の休日を定める条例(平成元年流山市条例第23号)第1条第1項に規定する市の休日である場合には、その直前の市の休日ではない日)までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、流山市スズメバチ駆除費助成決定(申請却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するとともに、助成を可としたときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

2 助成金の交付方法は、原則として、口座振替によるものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法によって助成金の支給を受けたときは、助成金交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消したときは、助成金の返還をさせることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以後に実施したスズメバチの巣の駆除について適用する。

(失効)

2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、同日後もなお効力を有する。